4 監 査 第 70号 令 和 4 年 9 月 16日

請求人 名古屋市天白区 太 田 敏 光 様

愛知県監査委員 前 田 貢

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について (通知)

令和4年7月18日付けで提出のありました地方自治法(昭和22年法律第67号) 第242条第1項の規定に基づく住民監査請求(以下「本件住民監査請求」とい う。)に係る監査の結果は、別紙のとおりです。

別紙 本件住民監査請求に係る監査の結果

第1 請求の内容

本件住民監査請求については、請求人から令和4年7月18日付けで提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書並びに同年8月24日に請求人が行った陳述により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

- 1 請求の対象となる職員又は機関 愛知県議会事務局長
- 2 請求の対象となる財務会計行為

令和3年度の政務活動費に係る収支報告書において政務活動費の収入である銀行振込時の利息が記入されていない愛知県議会議員(以下「議員」という。)について、発生した利息相当額は愛知県に返還されるべきであるにもかかわらず、県は返還請求を怠っている。

- 3 上記の行為が違法・不当である理由 愛知県議会における政務活動費の交付に関する条例(平成13年愛知県条例 第41号。以下「条例」という。)違反。
- 4 請求する措置 利息分の返却を求める。

第2 監査委員の除斥

監査委員の川嶋太郎及び青山省三は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下 「法」という。)第199条の2の規定により除斥された。

第3 監査の実施

本件住民監査請求は、法第242条の要件に適合していると認めたので、次のと おり監査を実施した。

1 監查対象事項

令和3年度の政務活動費に係る収支報告書において政務活動費の収入として利息が記入されていない議員に係る利息相当額の返還請求権の不行使

- 2 監查対象機関愛知県議会事務局
- 3 関係人調査

第4の1(2)の議員に対して、法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査を実施した。

第4 監査結果

1 認定した事実

(1) 政務活動費に係る制度及びその運用について

ア 政務活動費は、条例第7条第2項の規定に基づいて交付されるものである。政務活動費の統一の運用基準として、政務活動費マニュアル(以下「マニュアル」という。)が定められている。マニュアルは、政務活動費の使途の透明性を確保するため、法第109条に規定する議会運営委員会に対する諮問及びその答申を経て、議長が定めたものである。

イ 交付等の手続について

(ア) 知事による交付

知事は、毎年、会派及び議員の当該年度分の交付の決定をし、交付の 決定をされた会派及び議員は、毎月5日までに当月分を知事に請求す る。請求を受けた知事は速やかに交付する。その額は、議員一人当たり 月額50万円であり、その額を会派に配分する額及び議員に配分する額 に一律に区分することとされている。うち議員に配分する額につき、令 和3年度においては、全ての議員に対して金融機関への振込にて支出 しており、各議員への交付は毎月行われていた。

(イ) 議長への収支報告書等の提出

会派の代表者及び議員は、前年度における政務活動費収支報告書(以下「収支報告書」という。)及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを毎年4月30日までに議長に提出する。

(ウ) 議会事務局による点検

議長に提出された収支報告書及び領収書その他の支出の事実を証する書類の写しについて、議会事務局は点検を行う。

なお、当該点検においては、提出された書類の内容について、必要書類の欠落がないか、計算の誤りや書類間の記載事項の矛盾はないか、マニュアルに定める「充当が不適当な経費」に該当するものがないか等について確認を行っている。

(エ) 議長から知事への収支報告書の送付

議長は、会派代表者及び議員から提出のあった収支報告書の写しを 知事に送付する。

(オ) 返環

条例第10条には、知事は、会派及び議員が交付を受けた政務活動費に 係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該会 派及び議員に対し、当該残余の額に相当する額(以下「残余額」とい う。)の返還を命じることができる旨が規定されている。そこに予定さ れている返還手続は、当該会派及び議員の収支報告書に残余額が生じ ているときは知事が会派及び議員への返還金額を明記した返還命令を 発出することによって、初めて当該会派及び議員は残余額の返還手続 を行うというものである。この一連の手続において、当該会派及び議員 が、自主的に残余額を返納することは予定されていない。

なお、条例第10条には「返還を命ずることができる」と規定されており、必ずしも義務的なものにはなっていないが、実際の運用においては残余額が生じていれば必ず返還を命じているとのことであり、令和3年度においても、知事は収支報告書において残余額が生じていた会派及び議員の全てに対して返還を命じていた。

ウマニュアルの定めについて

マニュアルには、「政務活動費を一時的に銀行等に預けた場合に、利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿に記載する」との定めが記載されていた。一方で、「交付された政務活動費を銀行等に預ける場合は、一時的な保管のため以外には認められない」との定めも記載されていた。

次に、マニュアルの運用について議会事務局に確認したところ、政務活動費を管理している金融機関口座において利息が発生している場合は、 当該利息も収入額として収支報告書及び政務活動費出納簿(マニュアルの様式1。以下「出納簿」という。)に記載し、支出額を差し引いた結果残余が発生した場合には、利息相当分を合わせて県に返還することとなるとのことであった。

そこで、例えば、政務活動費が専用の金融機関口座ではなく、政務活動費以外の経費と同一の金融機関口座において管理されている場合には、政務活動費に係る利息額が判然としないと思われるため、このような場合にどのように利息相当額を算定するべきなのか確認したところ、当該金融機関口座に発生した利息のうち政務活動費に係る部分は、収入額として計上する必要があるものの、最終的には、その算定の方法についての具体的な定めは存在しないとの説明に至った。そして、各議員によって事情は様々であり、マニュアルは議会運営委員会への諮問及び答申を経て議長が定めたものであることから、最終的には議員各自が県民に対して説明責任を果たすべきもので、マニュアルに定めがない以上、議会事務局の判断で議員に対して具体的な算定の方法の提示又は推奨をすることはできないとのことであった。

エ 利息収入の状況について

令和3年度の政務活動費について、全ての議員(令和3年度の政務活動 費の交付対象であったが、請求日時点で議員の身分を有していない者を 含む。以下同じ。)の令和3年度の収支報告書を確認したところ、収支報 告書の収入額において政務活動費交付金の交付額の他に数円から数十円程度の端数が記載されていることから、利息収入が生じていると判断できる議員は67名であった。一方、収入額が政務活動費交付額と一致しており、利息収入が記載されていない議員は37名であった。

ここで、収支報告書に利息収入が記載されていなかった場合、利息収入が発生しているにもかかわらず記載されていないのか、そもそも利息収入が発生していないのかは、収支報告書だけでは判断できない。

この点について議会事務局に確認したところ、利息の有無については、議会事務局での点検の際に、収支報告書に加えて収支報告書の前提となる出納簿の提示を受けて内容を点検しており、当該出納簿により前述した端数の金額が利息収入であることを視認しているとのことであった。

しかし、議会事務局によれば、収支報告書に利息収入が記載されていない議員については、各会派及び議員の政治活動の自由に影響を及ぼすことのないよう、利息の発生の有無の確認のために当該期間内の政務活動費が県から交付された金融機関の口座(以下「政務活動費口座」という。)の入出金記録などを提出・報告するよう求めることは予定されていないこと、マニュアルでは政務活動費の金融機関への預け入れは一時的な保管に限られており、入金された政務活動費を入金後速やかに払い出している場合や毎月の執行状況により常時残額が少額である場合、さらに、利息の付されない口座を利用している場合など、利息が発生しないケースも十分に想定されるため、利息が計上されていないことが不自然であるとは考えていないこと、収支報告書の記載内容はあくまでも最終的には各議員が説明責任を果たすべきものであること等の理由により、議会事務局による点検においては、収支報告書及び出納簿に記載がなければ利息が発生していないものと判断し、それ以上の確認は行っていないとのことであった。

(2) 関係人調査の実施及びその結果

上記(1)において認定した事実を踏まえ、利息収入が記載されていないことが確認された議員37名に対し、利息の発生の有無を確認する必要があると認めたことから、上記第3の3の関係人調査として、出納簿及び政務活動費口座に係る預金等の通帳を確認することにより、政務活動費に係る利息が発生しているか否かの調査を実施した。

なお、37名のうち10名については、監査の過程において、令和4年9月2日までに、収支報告書の収入額に利息相当額を加算して記載する訂正がなされ、かつ、訂正前の残余額と訂正後の残余額との差額について知事が返還命令を発出し、当該差額の返還が行われたことを確認した。

その余の27名について、出納簿を確認したところ、全ての議員において、収入として記載されていたのは政務活動費交付金のみであり、利息は記載されていなかった。さらに、政務活動費口座の通帳を確認したところ、入金後速やかに出金されている又は利息の付されない口座を利用していることから、当該通帳において利息が発生している者はいなかった。

よって、これらの議員27名の全てについて、政務活動費に係る収入に対して利息は発生しておらず返還すべき残余額が発生していなかったことを確認した。

2 判断

以上の認定した事実に基づき、請求人の主張を踏まえ、判断する。

請求人は、令和3年度の収支報告書に利息収入が記載されていなかった議員について、政務活動費口座において利息が発生しているにもかかわらず、当該利息の額を残余額として返還していないため、これらの議員に対し知事が返還請求権の行使を怠っていると主張しているものと解される。

この点、上記(2)において述べたとおり、37名のうち27名は、請求人が返還すべきと主張する利息は発生しておらず、残り10名は、当該議員の収支報告書の訂正を行い、これに伴い、知事は、残余額の返還命令を発出し、当該議員全員は、その返還命令に応じて返還を完了していた。

したがって、現在、令和3年度の収支報告書に利息収入が記載されていなかった議員全員について、知事が返還請求権の行使を怠る事実は存在していない。

第5 結論

以上述べたとおり、請求人の主張は、理由がないものと認められるので、これ を棄却する。

第6 要望

本件の判断は、以上のとおりであるが、本件住民監査請求は重要な指摘であったと認められるので、今回の監査を踏まえ、以下のとおり要望する。

政務活動費に関しては、これまで透明性の確保のための様々な取組が行われてきたところであるが、そのうち利息等については、「政務活動費を一時的に銀行等に預けた場合に、利息等が付けば、その旨も政務活動費出納簿に記載する。」旨がマニュアルに明記されている。

その一方で、政務活動費は、県から金融機関への振込にて交付されているところ、マニュアルには、政務活動費の管理のために専用口座を設置するべきか否か、口座の種類をどのようにすべきか等について、いずれも記載がない。

この点、議会事務局は、「①利息等の計算について、政務活動費が専用の金融機関口座ではなく、政務活動費以外の経費と同一の金融機関口座において管理されている場合には、当該金融機関口座において発生した利息のうち政務活動費に係る部分は、収入額として計上する必要がある。②その算定の方法には、具体的な定めはない。③各議員によって事情は様々であり、マニュアルは議会運営委員会への諮問及び答申を経て議長が定めたものであることから、議会事務局の判断で議員に対して具体的な算定の方法の提示又は推奨をすることはできない。」と説明を行っている。

この議会事務局の説明によれば、利息相当額を計上する必要があるものの、算定の方法の定めはないとのことであるが、政務活動費の原資は県民の税金であって、その取扱は金額の多寡を問わず重要であることを考えると、この取扱は、極めて曖昧であり、議員において解釈に疑義が生じることは必定である。そればかりか、現在の金融機関における利息の利率等の低さからしても、僅かな利息等の計算のために、各会派及び議員が多大な労力をかけ、あるいは、各自の算定の方法が妥当といえるのか確信を持てない状況は、これらの作業等が議員活動の無用な負担になりかねない。これらは、県民が望むところでは決してない。

このような政務活動費に係る利息の取扱について改善するためには、マニュアルの改訂が強く求められるところであり、マニュアルの改訂作業に当たっては、利息の算定の方法に疑義が生じないように、政務活動費の管理を専用の口座又は利息の付されない口座で行うことを義務付ける等の運用の工夫をされるように要望する。

なお、議会事務局は、「マニュアルは議会運営委員会への諮問及び答申を経て議長が定めたものであることから、議会事務局の判断で議員に対して具体的な算定の方法の提示又は推奨をすることはできない。」旨の見解を示している。しかし、法第138条第1項は「都道府県の議会に事務局を置く。」と定め、同条第7項で「事務局長及び書記長は、議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。」と規定しており、そこにおいて、議会事務局の職責として、議会に関する事務全般に従事し、議会や議員の適正妥当かつ活発な活動を支援することが求められ、期待されていると解すべきである。

今回、議会事務局は、議員がマニュアルに沿って収支報告をするに当たり、政務活動費の出納簿の提示を受けて内容を点検しており、利息収入についても視認していたが、当該点検においては、議会事務局に利息収入として計上された金額自体を外形的に視認することだけが期待されているわけではない。議会事務局として、利息の取扱に関する定めが明確でないことをマニュアルの策定者である議長に伝え、マニュアルの改善に向けて進言をすべきであった。この点、議会事務局は、具体的な算定の方法の提示又は推奨をすることはできないとの見

解に終始し、改善に向けた努力をこれまで怠っていたと言わざるを得ない。今後、議会事務局は、この姿勢を改めるよう努められたい。

この点、今後のマニュアルの改善の進捗や結果については、当面、監査対象として経過観察する予定である。